

令和7年度保育料一覧表(0・1・2歳児クラス)

○3号認定保育料(0・1・2歳児クラス)

階層区分		金額(月額 単位:円)		
		保育短時間 (8時～16時)	保育標準時間① (8時～17時30分)	保育標準時間② (7時～18時)
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税の非課税世帯	0	0	0
C	市町村民税の所得割が非課税である世帯(均等割のみ課税)	7,700	8,700	9,700
D0	市町村民税の所得割額が48,000円未満の世帯	9,300	10,300	11,300
D1	〃 48,000円以上 64,000円未満の世帯	11,600	12,600	13,600
D2	〃 64,000円以上 83,000円未満の世帯	16,500	17,500	18,500
D3	〃 83,000円以上 115,000円未満の世帯	21,200	22,200	23,200
D4	〃 115,000円以上 141,000円未満の世帯	27,100	28,100	29,100
D5	〃 141,000円以上 170,000円未満の世帯	33,000	34,000	35,000
D6	〃 170,000円以上 208,000円未満の世帯	40,400	41,400	42,400
D7	〃 208,000円以上 330,000円未満の世帯	45,400	46,400	47,400
D8	〃 330,000円以上の世帯	48,000	49,000	50,000

【保育料一覧表の見方】

- 年齢区分はクラス年齢で算定します。年度途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
- 市町村民税額とは令和7年4～8月分保育料については令和6年度市町村民税額、令和7年9月以降については令和7年度市町村民税額を指し、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等を差し引く前の市町村民税額のことをいいます。
- 児童の属する世帯が3号認定のC～D2階層の場合、次の表のとおり保育料が軽減されます。

区分	C～D2階層(保育認定)
第1子	(1)～(3)に該当するとき 2,000円
第2子以降	(1)～(3)に該当するとき 無料

- 保護者が児童扶養手当、遺児手当又は母子家庭等医療費助成を受けている世帯
- 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付、又は療育手帳の交付を受けているかたのいる世帯
- 特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金又はこれに準ずる年金の支給を受けているかたのいる世帯

【保育料の軽減について】

➤ 同一世帯から複数の児童が保育園又は認定こども園に同時入園している場合の保育料軽減について

①同一世帯から複数の児童が保育園又は認定こども園に同時に入園している場合、最も年齢の高い児童から順に2人目以降の児童の保育料が軽減されます。

②同一世帯から複数の児童が保育園又は認定こども園と※幼稚園等を同時利用した場合、最も年齢の高い児童から順に2人目以降の保育園又は認定こども園に入園している児童の保育料が軽減されます。

※幼稚園等とは、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、障がい児通所支援事業所をいいます。

◎「幼稚園等の同時利用による保育料軽減申請書」の提出が必要となります。

◎幼稚園料金については幼稚園にお問い合わせ下さい。

→兄が保育園に通園、妹が幼稚園等に通園の場合は、保育料の軽減対象になりません。

対象となる児童	保育園又は認定こども園児に適用される保育料
最も年齢の高い児童	保育料一覧表の額
次に年齢の高い児童	保育料一覧表の半額
その他の児童	無料

➤ 第3子の場合の保育料軽減について(延長保育料の軽減はありません。)

18歳未満の児童を3人以上養育している世帯で、第3子以降の0・1・2歳児が保育園に入園している場合は保育料が軽減されます。

保育料階層区分	保育園児に適用される保育料
D2～D5階層	無料
D6～D8階層	保育料一覧表の半額

➤ 多子世帯の保育料軽減について

複数の子どもを養育している3号認定のC～D1階層の世帯は、兄弟の年齢にかかわらず保育料が軽減されます。

対象となる児童	保育園又は認定こども園児に適用される保育料
第1子	保育料一覧表の額
第2子	保育料一覧表の半額
第3子以降	無料